

議第24号

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例の制定について

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例を次のように制定する。

平成24年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市立芸術大学条例第1条に規定する京都市立芸術大学とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

公立大学法人京都市立芸術大学に職員を引き継ぐ本市の内部組織を定める必要があるので提案する。